政策の名称		蓄電池により危険物を貯	蔵する屋内貯蔵所の床面積等の緩和			
担当部局		総務省 消防庁	予防課危険物保安室	雷	話番号:03-5253-7524	e−mail ∷fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	ta	令和 5年 8月			ла д . ос осос / ос .	o man mannamounomicos e o camango y p
	内容及び必要性等	【規制を実施しない場合の リチウムイオン蓄電池にな貯蔵所の建設が求めら リチウムイオン蓄電池にいう。)で定める技術上の これらの規制についてー とができない。特例を設け 【課題及び課題の発生原 リチウムイオン蓄電池に	られている。 は、その電解液が消防法(昭和23年法律 基準を満たす貯蔵所で貯蔵する必要が 定の要件を満たす場合は適用しないこと けることにより、リチウムイオン蓄電池の 因】 は、その電解液が主に第四類の危険物に	第186号。以下「法」という。)に定める あり、その貯蔵倉庫は平屋で床面積 ととする特例を設ける改正を行わなけ 大規模な貯蔵所の建設が可能となり こ該当し、消防法上はガソリンや軽油	る危険物であるため、危険物の規制に は1,000㎡までとする等の基準が定め ければ、事業者がリチウムイオン蓄電 、国内のリチウムイオン蓄電池の普及 はと同じ分類の危険物となるため、一気	池を貯蔵するための大規模な貯蔵所を建設するこ
		点から欧米と同等の基準 要望が上がる要因として	とするよう業界団体から要望が上がって	ている。 電池を保管する倉庫について、床面積	責等を制限する規制がなく、大型の倉	いて、国内のリチウムイオン蓄電池普及拡大の観 庫が建設可能となっていることがある。このため、 ることについて検討する必要がある。
		条第1項第4号から第6号 まで及び第35条の2等)。 (1) 欧米のリチウムイオン (2) リチウムイオン蓄電流		ことができるようにする特例を設ける(ラー設備と同等以上の放水性能を有 貯蔵方法とすること。	改正後の令第10条第6項及び第20条	。)で定める以下の措置を講じた場合は、令第10 条第3項・規則第16条の2の7から第16条の2の12 と。
規制の費用		(3) 産内貯蔵所は、長時	间の火災に耐えられるように耐火構造と	<u> </u>		
		を貯蔵する屋内貯蔵所を格、建築物の規模及び数 なお、蓄電池により危り ウムイオン蓄電池の販売	建設する場合、土地の購入費や建物の 等により左右されるため、改正前との比 物を貯蔵する屋内貯蔵所については、)建設費のほか、スプリンクラー設備の 比較は難しく、定量的な把握が困難で 現段階では統計資料がなく、その数 4億個販売されており、今後も2050年	の設置に係る材料費や工事費が想定 ある。 を把握することは困難である。また、 カーボンニュートラルに向け、リチウ	プリンクラー設備の設置費用があり、新規に蓄電池される。しかし、その費用は建設場所の土地価参考として、一般社団法人電池工業会によるとリチムイオン蓄電池の需要は高まってくるものと考えら
	(行政費用)	今般の改正により新たいため、新たなモニタリング 今回の改正は、事業者	こ建設される蓄電池により危険物を貯蔵 の必要性は生じない。	はする屋内貯蔵所での火災件数は、B リチウムイオン蓄電池の貯蔵を行う事	既存の制度である消防本部からの火気	災報告により確認及び検証することが可能である 社団法人電池工業会等を通じて制度の周知・啓
規制の効果(便益) (直接的効果(便益))					
		を選択しない限り、改修の 安全面については、「リ 検討を行った結果、消火! の制限を緩和しても安全 本部への影響は少ないと)必要性は生じないため、本改正によりま チウムイオン蓄電池に係る火災予防上の 実験で使用したスプリンクラー設備と同じ性が確保されると考えられるとの結論に 考えられる。 容については、リチウムイオン蓄電池に	事業者が負担する新たなコストは発生の安全対策のあり方に関する検討会等以上の放水性能があり、貯蔵方法 至った。火災が発生した場合は、スプ	生しない。よって、競争に負の影響を及り(座長:三宅淳巳 横浜国立大学 野も同等であれば、リチウムイオン蓄電プリンクラー設備が有効に機能するこ	理事・副学長。以下単に「検討会」という。)において 記池を貯蔵する屋内貯蔵所の面積、階数及び軒高 とで、その被害を最小限に抑えることができ、消防
費用と効果(便益)の関係					

その他関連事項	【事前評価の活用状況】 検討会において得られた結論を踏まえ、改正を行うもの。 なお、評価事項である副次的な影響及び波及的な影響である火災安全性の確保に係る検証に関する結果等は、以下の検討会資料にてまとめている。 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-108.html
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 消防本部からの火災報告により、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の火災について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。また、本規制緩和を適用して設置された屋内貯蔵所数について、消防本部を通じた把握を行う。 なお、事前評価時点では、遵守費用の定量的な把握が困難であるため、改正後にリチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の設置者における遵守費用が過度な負担となっていないかについても把握する。
備考	